

令和 7 年第 2 回区議会定例会

議案説明資料

※議案第 6 0 号及び 6 1 号については資料なし

(議案第 4 2 号)

杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、育児を行う職員の職業生活と家庭生活との両立をより一層容易にするため、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部が改正され、部分休業制度において、現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で 1 日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「第 1 号部分休業」という。）に加え、1 年につき条例で定める時間を超えない範囲内で 1 日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下「第 2 号部分休業」という。）を職員が選択できること等とされた。

このことに伴い、部分休業制度を拡充する必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 職員が第 1 号部分休業を請求した場合において、正規の勤務時間の始め又は終わりに限らず承認を可能とするとともに、職員が第 2 号部分休業を請求した場合においては、1 時間を単位として承認すること等とする。（第 1 5 条及び第 1 5 条の 2）
- 2 職員が 1 年につき請求できる第 2 号部分休業の上限を、非常勤職員以外の職員にあっては 7 7 時間 3 0 分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの平均勤務時間に 1 0 を乗じて得た時間とする。（第 1 5 条の 4）
- 3 職員が部分休業の申出の内容を変更することができる特別の事情を、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと等により申出の内容の変更を行わなければ部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。（第 1 5 条の 5）
- 4 その他必要な規定の整備を行う。（第 1 条、第 1 4 条、第 1 5 条の 3、第 1 6 条及び第 1 7 条）

<実施の時期等>

- 1 令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。（附則第 1 項）
- 2 必要な経過措置を定める。（附則第 2 項）

【問合せ先】

人事課 内線 1 5 1 1

(議案第 4 3 号)

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部が改正され、民間労働者について、妊娠、出産又は育児に関して職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る労働者の意向を確認すること等とされたことを受け、区においても同様の措置を講ずることとした。

このことに伴い、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する措置等を定める必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

任命権者は、職員から妊娠、出産等についての申出があった場合及び職員の子が3歳になるまでの適切な時期に、職員に対して、仕事と育児の両立に資する制度又は措置等を知らせ、制度又は措置等の請求等に係る職員の意向を確認すること等とする。(第16条の6)

<実施の時期等>

- 1 令和7年10月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項)

【問合せ先】

人事課 内線 1 5 1 1

(議案第 4 4 号)

杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の規定により、任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を当該知識経験等が特に必要とされる業務に従事させる場合には、条例で定めるところにより、特定任期付職員を採用することができることとされている。

このたび、区は、高度の専門的な知識経験等が必要となる業務に職員に従事させるため、特定任期付職員制度を導入することとした。

このことに伴い、特定任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定める必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 条例の題名を「杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に改める。(題名)
- 2 特定任期付職員を採用することができる場合を定める。(第2条)
- 3 特定任期付職員の給与の特例を定める。(改正後の第4条から第6条まで、別表第1及び別表第2)

<実施の時期等>

- 1 令和8年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な準備行為について定める。(附則第2項)

【問合せ先】

人事課 内線 1 5 1 1

(議案第 4 5 号)

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、令和 7 年第 1 回区議会定例会において、杉並区事務手数料条例の一部を改正し、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（以下「低炭素認定手数料」という。）の額を、床面積に応じて算定すること等としたところである。

一方、都においては、令和 7 年 4 月から、低炭素認定手数料等に係る条例の改正により、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分に係る認定等の事務手数料について算定方法を見直し、一戸建ての住宅に係る認定等の手数料と同額とすることとした。

こうした都の状況等を踏まえ、区としては、更なる省エネルギー対策等を推進するため、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分に係る低炭素認定手数料等について、より低額である一戸建ての住宅に係る認定等の手数料と同額として取り扱うこととした。

このことに伴い、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分に係る低炭素認定手数料等の額を改める必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

住戸の数が一である複合建築物の住宅部分に係る低炭素認定手数料等の額を、一戸建ての住宅に係る低炭素認定手数料等の額と同額とすることとする。
(別表第 1 備考)

<実施の時期>

公布の日

【問合せ先】

建築課 内線 3 3 2 1

(議案第 4 6 号)

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

本年 3 月に地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、特定親族特別控除を創設する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

1 特別区民税

(1) 特定親族特別控除を創設するとともに、区民税の申告並びに給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出に係る規定の整備を行う。(第 1 8 条、第 2 4 条、第 2 5 条の 2 及び第 2 5 条の 3)

(2) 公益法人等に係る区民税の課税の特例に係る規定を削除する。(附則第 2 条の 2 の 2)

2 特別区たばこ税

加熱式たばこに係る特別区たばこ税の課税標準の特例を創設する。(附則第 6 条の 2 の 2)

<実施の時期等>

1 令和 8 年 1 月 1 日から施行すること等とする。(附則第 1 条)

2 必要な経過措置を定める。(附則第 2 条及び第 3 条)

【問合せ先】

課税課 内線 1 2 0 1

(議案第 4 7 号)

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、令和 7 年度末をもって指定管理者の指定期間が満了する杉並区立堀ノ内東保育園について、私立保育園へ転換することとした。

また、児童福祉法の一部が改正され、保育所等に通っていない満 3 歳未満の子どもを対象に、保護者の就労要件等を問わず、月一定時間まで保育所等において適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子育てについての情報提供等を行う「乳児等通園支援事業」が創設されたことから、区は、区立保育園において乳児等通園支援事業を実施することとした。

これらのことに伴い、堀ノ内東保育園を廃止する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 堀ノ内東保育園を廃止するとともに、指定管理者に係る規定を削除すること等とする。(第 1 条及び改正前の第 3 条から第 11 条まで)
- 2 保育所及び小規模保育事業所は、保育を実施するほか、乳児等通園支援事業その他区長が必要と認める事業を行うものとする。(第 1 条及び第 1 条の 2)

<実施の時期等>

- 1 令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、前記 2 については、公布の日から施行する。(附則第 1 項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第 2 項)
- 3 杉並区保育料等に関する条例の一部改正(附則第 3 項)
必要な規定の整備を行う。(第 6 条)

【問合せ先】

保育課 内線 1 3 7 1

(議案第 48 号)

杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区市町村の長が「子どものための教育・保育給付」の対象となる施設等として確認した保育所等の保育料は、子ども・子育て支援法施行令で定める額を限度として区市町村が定めることとされており、区では、「杉並区保育料等に関する条例」で定めているところである。

このたび、東京都は、少子化への対策として、令和 7 年 9 月から第 1 子の保育料の無償化に係る区市町村に対する補助を拡充することとした。

これを受けて、区は、より一層、安心して子育てができる環境を整えるため、第 1 子の保育料の無償化に取り組むこととした。

このことに伴い、第 1 子の保育料を無料とする必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

特定被監護者等のうち、最年長者（特定教育・保育等を受ける満 3 歳未満保育認定子どもに限る。）に係る保育料の額は、規則で定めること等とする。
(第 4 条の 2 及び第 5 条)

<実施の時期等>

- 1 令和 7 年 9 月 1 日から施行する。（附則第 1 項）
- 2 必要な経過措置を定める。（附則第 2 項）

【問合せ先】

保育課 内線 1 3 7 1

(議案第 4 9 号)

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、区は、「杉並区立施設マネジメント計画」に基づき、職員会館跡地に新たに区立自転車駐車場を設置することとした。

また、自転車駐車場の管理・運営を効果的かつ効率的に行い、利用者の利便性を高めるため、杉並区立新高円寺地下自転車駐車場ほか5か所の自転車駐車場に指定管理者制度を導入することとした。

これらのことに伴い、自転車駐車場1か所の名称及び位置を定めるとともに、指定管理者の指定の手続等を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

名称及び位置	規模	構造	使用形態	収容台数
杉並区立南阿佐ヶ谷第四自転車駐車場 (杉並区成田東五丁目4 1 番 8 号)	敷地面積 295.6 m ²	1 階 屋根無	1 回使用	約 160 台

<改正の概要>

- 1 指定管理者による管理、指定管理者の指定等について定める。(改正後の第11条から第17条まで)
- 2 指定管理者制度を導入する自転車駐車場の名称及び位置並びに利用料金について定める。(改正後の第18条、別表第2及び別表第3)

<実施の時期等>

- 1 令和8年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項から第5項まで)

【問合せ先】

都市整備部管理課 内線 3 5 2 1

(議案第 5 0 号)

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、区民の利便性の向上を図るため、インターネットを利用して粗大ごみの収集の申込みを行う際に、クレジットカード及び二次元コード等により廃棄物処理手数料の納付ができる電子決済サービスを導入することとした。

このことに伴い、インターネットを利用して廃棄物処理手数料を納付した者の粗大ごみの排出方法を定める必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

インターネットを利用する方法により粗大ごみの廃棄物処理手数料を納付した者が粗大ごみを排出するときは、規則で定める事項を当該粗大ごみに表示しなければならないこと等とする。(第 2 9 条、第 3 0 条、第 4 5 条及び別表)

<実施の時期>

令和 7 年 1 0 月 1 日

【問合せ先】

ごみ減量対策課 内線 3 7 2 1

(議案第 5 1 号)

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部が改正され、民間労働者について、妊娠、出産又は育児に関して職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る労働者の意向を確認すること等とされたことを受け、区においても同様の措置を講ずることとした。

このことに伴い、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する措置等を定める必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する 2 件の条例を条建てで改正することとする。

<改正の概要>

1 第 1 条による杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

教育委員会は、職員から妊娠、出産等についての申出があった場合及び職員の子が 3 歳になるまでの適切な時期に、職員に対して、仕事と育児の両立に資する制度又は措置等を知らせ、制度又は措置等の請求等に係る職員の意向を確認すること等とする。(第 18 条の 6)

2 第 2 条による杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

前記 1 と同様の改正を行う。(第 20 条の 4)

<実施の時期等>

1 令和 7 年 10 月 1 日から施行する。(附則第 1 項)

2 必要な経過措置を定める。(附則第 2 項及び第 3 項)

【問合せ先】

教育人事・指導課 内線 1 6 5 1

(議案第 5 2 号)

杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、杉並区立済美養護学校の児童・生徒数が増加傾向にあることから、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、杉並区立済美教育センターの増築・改修工事を行い、済美養護学校の中学部を済美教育センターの建物内に移転することとした。

このことに伴い、済美養護学校の中学部の位置を定める必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要（中学部部分）>

名称	杉並区立済美養護学校
位置	杉並区堀ノ内二丁目 5 番 2 6 号 (済美教育センターと併設)
敷地面積	6, 9 5 6 . 4 5 m ²
建築面積	2, 3 0 6 . 8 5 m ²
延床面積	4, 1 5 5 . 5 3 m ² のうち、 済美養護学校部分 2, 1 3 8 . 7 4 m ²
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地下 1 階、地上 2 階建て
施設内容	教室、家庭科室・技術室、美術室、音楽室、職員室、調理室等

<改正の概要>

済美養護学校の中学部の位置を定める。(別表)

<実施の時期>

令和 7 年 9 月 1 日

【問合せ先】

特別支援教育課 5 9 2 9 - 9 4 8 1

(議案第 5 3 号)

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、杉並区立済美養護学校中学部を杉並区立済美教育センターの建物内に移転するための増築・改修工事の期間中、済美教育センターを永福図書館移転後の施設に一時的に移転していたが、このたび、当該工事が終了することに伴い、増築・改修後の施設に移転することとした。

このことに伴い、済美教育センターの位置を変更する必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

名称	杉並区立済美教育センター
位置	杉並区堀ノ内二丁目 5 番 2 6 号 (済美養護学校と併設)
敷地面積	6, 9 5 6. 4 5 m ²
建築面積	2, 3 0 6. 8 5 m ²
延床面積	4, 1 5 5. 5 3 m ² のうち、 済美教育センター部分 1, 9 2 4. 8 9 m ²
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地下 1 階、地上 2 階建て
施設内容	事務室、研修室、教育図書館、会議室、理科室等

<改正の概要>

済美教育センターの位置を「杉並区永福四丁目 2 5 番 7 号」から「杉並区堀ノ内二丁目 5 番 2 6 号」に改める。(第 1 条)

<実施の時期>

令和 7 年 9 月 1 日

【問合せ先】

済美教育センター 内線 4 7 2 2

(議案第54号)

杉並区立杉並第二小学校環境整備工事の請負契約の締結について

件 名	杉並区立杉並第二小学校環境整備工事の請負契約の締結について
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	杉並区高円寺南四丁目3番3号 渡辺・興信 建設共同企業体 代表者 渡辺建設 株式会社 代表取締役 渡辺 健司
契 約 の 金 額	759,000,000円
契 約 の 目 的	老朽化校舎の更新及び教育環境の向上のため進めてきた杉並第二小学校の改築に伴い、同校の環境整備工事を行う。
工 事 概 要	1 建築工事 建物 屋外倉庫建設工事(屋外体育倉庫、屋外トイレ等) 79.20 m² 駐輪場建設工事 66.19 m² 休憩所(バス停)建設工事 5.86 m² 外構 校庭整備工事 3,597 m² 囲障整備工事(擁壁、防球ネット、フェンス等) 舗装整備工事(歩道状空地等) 雨水流出抑制槽設置工事 2 電気設備工事 3 機械設備工事
工 事 期 間	契約締結の翌日から令和9年2月12日まで
発 注 方 法	建設共同企業体発注
仮 契 約 日	令和7年5月16日
入 札 参 加 者 数	自主結成された2社を構成員とする建設共同企業体2者

【問合せ先】

営繕課 内線1561

経理課 内線1531

杉並区ケアハウス今川改修建築工事の請負契約の締結について

件名	杉並区ケアハウス今川改修建築工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区高円寺南一丁目18番15号 株式会社 矢島工務店 代表取締役 大沼 康
契約の金額	245,300,000円
契約の目的	介護施設整備のため、杉並区ケアハウス今川を改修する。
工事概要	1 建物概要 施設用途：老人ホーム（ケアハウス） 構造：鉄筋コンクリート造 階数：地上3階建て 延床面積：1990.04㎡ 主な諸室 地上1階：事務室（健康管理室）、食堂・談話室・機能訓練室、 スタッフ控室・会議室、厨房、居室 2階：食堂・談話室・機能訓練室、居室 3階：食堂・談話室・機能訓練室、居室 2 改修工事概要 屋上防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修、塗装改修、外構改修、昇降機設備改修
工事期間	契約締結の翌日から令和8年8月31日まで
発注方法	単体発注
仮契約日	令和7年5月15日
入札参加者数	3者

【問合せ先】

営繕課 内線1561

経理課 内線1531

(議案第 56 号)

地域支援事業委託における消費税相当額の返還に係る和解について

契 約 件 名	短期集中予防サービス（運動器機能向上プログラム）業務委託（単価契約）
契約の相手方	
事 案 の 概 要	区及び[]は、平成28年度から令和5年度までの各年度について締結していた地域支援事業委託が消費税の課税対象であると認識し、区は消費税相当額を含む委託料を支払っていた。
消 費 税 相 当 額	11,226,984円 ※財務文書の保存年限内であった令和元年度から令和5年度までの期間
和 解 の 内 容	（1）[]は、7,597,876円を、本件契約における消費税相当額に係る返還金として、区に支払う。 【内訳】 ・消費税等の更正請求による還付金6,528,800円 （平成30年10月1日から令和5年9月30日までの期間に係る還付金） ・消費税相当額として区が支払った1,069,076円 （令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間に係る未納税分） （2）[]は、区が指定する納付書を用いて、令和7年7月31日までに1回で支払う。 （3）区及び契約の相手方は、本件契約に関し、この和解条項に定めるもののほか、双方に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

【問合せ先】

高齢者在宅支援課 内線 3 2 3 1

(議案第57号・58号・59号)

令和7年度杉並区各会計補正予算

今回の補正予算は、防犯機器等の購入補助のほか、保育料第1子無償化、放課後等居場所事業の拡充などについて、新たな事情や緊急性の観点から計上するものです。

1. 議案第57号 令和7年度杉並区一般会計補正予算（第1号）

【概要】

補正事業 27事業 987,967千円
財源更正 1事業

【歳出予算】

(1)防犯対策の推進	239,109千円
(2)防災施設整備	32,396千円
(3)体育施設の維持管理	1,917千円
(4)中国残留邦人等への支援	1,320千円
(5)国民健康保険事業会計繰出金	△ 87,417千円
(6)後期高齢者医療事業会計繰出金	15,874千円
(7)私立認可保育所	75,404千円
(8)地域型保育事業	112,175千円
(9)保育相談・利用調整事務	4,634千円
(10)認証保育所運営	5,156千円
(11)認可外保育施設等利用者支援	79,092千円
(12)グループ保育室の運営	1,949千円
(13)家庭福祉員	5,903千円
(14)私立幼稚園等の支援	5,476千円
(15)こども誰でも通園制度	9,470千円
(16)障害児通所給付	4,550千円
(17)保育所等物価高騰緊急対策事業	74,320千円
(18)次世代育成基金の運営	10,000千円
(19)児童健全育成事業	29,010千円
(20)児童青少年センター・児童館等の維持管理	534千円
(21)学童クラブの整備	42,326千円
(22)生活保護費	2,090千円
(23)鉄道連続立体交差化の推進	184,544千円
(24)特別支援学級・学校の環境整備	20,728千円
(25)済美教育センター環境整備	16,499千円
(26)小学校の運営管理	98,158千円
(27)文化財調査・保護	2,750千円

【歳入予算】

○特別区税	442,978千円
○分担金及び負担金	△ 835,369千円
○国庫支出金	139,735千円
○都支出金	1,230,623千円
○寄附金	10,000千円

【債務負担行為】

○追加 (単位：千円)

No.	事 項	期 間	限 度 額
1	防災施設整備	令和8年度まで	5,000
2	荻窪地域区民センターの改修	令和8年度まで	200,000

2. 議案第58号 令和7年度杉並区国民健康保険事業会計補正予算（第1号）**【概要】**

補正事業 3事業 △ 87,417千円

【歳出予算】

○事業費納付金医療給付費分	△ 82,932千円
○事業費納付金後期高齢者支援金等分	44,982千円
○事業費納付金介護納付金分	△ 49,467千円

【歳入予算】

○繰入金	△ 87,417千円
------	------------

3. 議案第59号 令和7年度杉並区後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）**【概要】**

補正事業 1事業 15,874千円

【歳出予算】

○後期高齢者医療一般事務	15,874千円
--------------	----------

【歳入予算】

○繰入金	15,874千円
------	----------